

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市骨髄等移植ドナー助成金の交付決定		
根拠法令及び条項	那覇市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱第3条(別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	平成30年 4月 1日	審査基準 最終変更年月 日	令和2年 4月1日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 期間(申請を受理した翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和2年 4月 1日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	健康部 保健総務課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

## 那覇市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱（抜粋）

（助成対象者）

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等を提供した日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) ドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）設けている企業、団体等に属する者
- (2) 他の法令等により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けている者およびその見込みの者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年3月27日那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）